

相続の手続きが新しくなります！



法定相続情報証明

を1度作成すると、

- 不動産の名義変更
- 預金の払戻しなど



たくさんの
戸籍

の提出が省略できます。

相続登記に関するご相談は『司法書士』へ

福岡県司法書士会

司法書士総合相談センター

なやみ こうしょう
☎0570-783-544

【1】無料電話相談 【2】司法書士紹介
平日 18時～20時 平日10時～16時

※【1】通話料はご負担ください。【2】費用については、直接、事務所にお尋ねください。

法定相続情報証明制度について

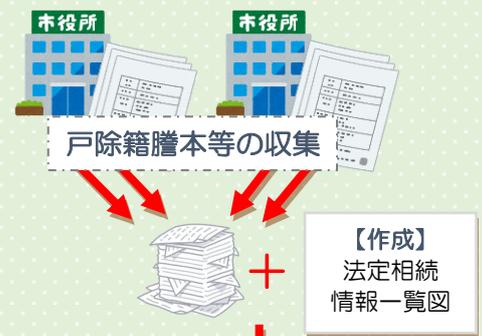
相続人が法務局（登記所）に、亡くなった方の生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等とともに、相続関係を表す「法定相続情報一覧図」を提出すると、登記官がその「法定相続情報一覧図の写し」に証明をしてくれる制度です。

これまでは、相続手続きのために金融機関などに、その都度たくさんの戸籍謄本や除籍謄本等の提出を求められていたのですが、平成29年5月29日から、証明を受けた「法定相続情報一覧図の写し」を提出することで、戸籍の束の提出を省略できる取り扱いになる予定です。

法定相続情報証明制度の手続の流れ（イメージ）

【1】 申出（法定相続人又は代理人）

1. 戸除籍謄本等を収集します
2. 法定相続情報一覧図を作成します (*1) (*2)
3. 申出書を記載し、
上記1と2の書類を添付して申出します



【2】 確認・交付（法務局（登記所））

1. 登記官が確認をして、
法定相続情報一覧図を保管します
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の
写しが交付され、戸除籍謄本等も返却されます (*3)

法務局（登記所）に申出

- 偽造防止措置を施した専用紙で「法定相続情報一覧図の写し」交付
- 戸除籍謄本等の返却

【3】 利用

1. 各種の相続手続きに利用できます (*4)

- * 1 : 提出された戸除籍謄本等に記載の情報に限ります（放棄や遺産分割協議は対象外です）
- * 2 : （数次相続発生の場合）一人の被相続人ごとに作成します
- * 3 : 交付に当たり、手数料は徴収されません
- * 4 : 戸籍の束の代わりに各種手続きにおいて提出することが可能になります（放棄や遺産分割協議の書類は別途必要になります）